

お客様・お取引先様各位

2021年8月26日  
株式会社プライムダイレクト

消費者庁からの課徴金納付命令について

このたび、消費者庁より2020年3月31日に、不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項に違反するとして受けた措置命令に関し、本日2021年8月26日に同庁より同法第8条第1項に基づく課徴金納付命令を受けましたことをご報告します。

なお、本件は前述の通り、2020年3月に受けた措置命令に対しての課徴金納付命令であり、新たに措置命令を受けたものではございません。

引き続き、広告表示のチェック体制を継続し、再発防止に努めて参ります。なお改めてとなりますが、商品の安全性自体には問題があるものではございませんのでご安心下さい。

当該措置命令に関する詳細につきましては、弊社親会社の株式会社アイケイのホームページに掲載されております以下をご確認ください。

<https://www.ai-kei.co.jp/files/e05c857f965a03fe9d1e45f6ac2916b5.pdf>

【本件に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル：0800-333-6116（平日9時～17時）

メールアドレス：[info@primedirect.jp](mailto:info@primedirect.jp)